

平成 21 年 4 月 2日現在

研究種目：基盤研究 (B)
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18402039
 研究課題名 (和文) スウェーデンの親権と養育支援体制
 - 子どもの最善の利益からみた事例分析
 研究課題名 (英文) Child Custody and Support for Child-rearing in Sweden
 - Case Study from the perspective of the best interest of children

研究代表者：善積 京子 (YOSHIZUMI KYOKO)
 追手門学院大学・社会学部・教授
 研究者番号：80123545

研究成果の概要：

第1に、離別後の養育・居所・面会に関する研究では、スウェーデンの離別後の養育法制の特徴と「子どもの最善の利益」の指針を捉えるとともに、地方裁判所の養育関連訴訟記録を収集し、判決において「子どもの最善の利益」という視点がどのように具体的に適用されているかを分析した。第2に、家庭内で危険に晒されている子どもへの公的支援に関する研究では、スウェーデンにおける子ども虐待対策に焦点を当て、関係各機関の役割と領域横断的な連携のあり方を捉えた上で、専門家へのインタビュー調査を実施し、子どもの権利擁護の視点から「子どもの最善の利益」の概念がいかに体现されているかについて考察した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
18年度	3,900,000	0	3,900,000
19年度	3,800,000	1,140,000	4,940,000
20年度	2,800,000	840,000	3,640,000
年度			
年度			
総計	10,500,000	1,980,000	12,480,000

研究分野：海外学術調査

科研費の分科・細目：社会科学B・社会学

キーワード：(1) 親権 (2) 養育支援体制 (3) 子どもの最善の利益 (4) スウェーデン
 (5) 児童虐待 (6) 共同養育 (7) 国際情報交換 (8) 事例分析

1. 研究開始当初の背景

家族における「個人化」が進行している日本において、公的養育サポート・システムを充実させ、子どもに対する親の養育責任を遂行させていく法的・社会的体制作りが急務の課題であった。

離婚後は単独親権となっている日本の現行民法を改正し、欧米諸国のように「共同親権にし、面接交渉権を法的に位置づける」という意見が実務家の間で支持されてきてい

るが、離婚後も共同親権にすることで両親間のトラブルがすべて解消するわけでない。また、児童虐待防止法が施行され、予防から自立支援にいたる対策強化が唱えられているが、現民法では、親の懲戒権が認められ、親としての権利を100%認めるか、親権をすべて喪失させるかの両極端であり、児童虐待する親への指導が不十分である。日本では、いまだに親の子に対する権利性が強く、「子どもの人権」「子どもの最善の利益」の視点が

弱く、離婚後の親子関係の維持・促進や家庭内の問題に対する社会的関与の仕組みも整備されていない状況であった。

今後の日本の親権・養育権や養育支援のあり方を考察するために、「子どもの権利」の視点から親の養育権を見直し、子どもの養育支援のためのユニークな制度改革を推し進めているスウェーデンの先駆的な試みの実情を研究することは、学術的にも社会的にも大いに意義のあることであった。

2. 研究の目的

(1) 離婚後も原則的には共同親権となっているスウェーデンにおいて、離別後の親としての権利(養育権・子どもとの居住権・面会交流権など)に関する父母間での係争ケースで、裁判所は「子どもの最善の利益」という視点をどのように適用しながら判決を出しているかを明らかにし、日本での親権・監護法制のあり方に関して有効な情報を提供する。

(2) 家庭内で安全を確保できず、危険に晒されている子どもに対するスウェーデンの社会的関与の仕組みを捉え、子ども虐待対策における子どもの権利擁護をめぐる措置や子どもの保護ならびに支援システムを明らかにし、「子どもの最善の利益」の判断基準がいかんにか体系化されているかについて考察した上で、日本が目指すべき子どもの権利擁護のあり方を検討する。

3. 研究の方法

(1) 離別後の養育・居所・面会に関する研究
① 文献研究；スウェーデンでは、1998年に親子法が改正されて以来、「子どもの最善の利益」という視点から、離別後の両親の共同養育権が強化されたが、その転換が個々の家族に及ぼした影響の評価はそれぞれの立場・機関によって異なっている。社会福祉庁、児童オンブズマン、法律専門家などの報告書や著書から、その評価の相違を分析し、スウェーデンにおける親の離別後の養育法制を社会的に捉える。
② 訴訟事例研究；ストックホルムとイエーテボリの地方裁判所の離婚・離別後の養育・居住・面会に関する裁判記録ファイルを収集し、その訴訟において、父親と母親の主張の対立点を整理し、さらに裁判判決においてどのような観点から「子どもの最善の利益」が考慮されているかを分析する。
③ 養育・居住・面会に関する機関、専門家へのヒヤリング；裁判所から当事者への調査を依頼されている家族法律事務所や葛藤を抱える夫婦へのカウンセリングを行っている家族相談所のスタッフ、裁判官など専門家へのヒヤリングを行い、実態を調査。

(2) 家庭内で危険に晒されている子どもへの公的支援に関する研究

① 文献研究；スウェーデンにおける子どもの擁護をめぐる法制度を整理し、危険に晒されている子どもについての実態報告および福祉措置についての事例研究を収集し、「子どもの最善の利益」の視点からみた近年の動向と問題点を探る。

② インタビュー調査；子どものいる家族への支援制度の構築を担う行政の専門家ならびにサポートを提供している公的機関や民間団体のスタッフを対象にして、スウェーデンの子ども虐待への取り組みと機関連携のあり方、さらに実務において「子どもの最善の利益」がどのように捉えられ、その判断基準がいかんにか体系化されているかを調査する。

4. 研究成果

(1) 離別後の養育・居所・面会に関する研究の成果

① スウェーデンの離別後の養育法制の特徴

スウェーデンは、国連での子どもの権利条約の制定に積極的に関わり、1993年に批准したこの条約の精神を世界に先駆けて親子法に導入している。親子法の6章「養育・居所・面会」では、離別後の養育の全ての決定に「子どもの最善」を最優先させることを明文化する。子どもと両親との間の良い関係を促進することを目的に、離別後および非婚カップルの場合も共同養育権を原則とする。DVの影響など子どもへの危険リスクを重視。両親が協力して養育を行えないケースでは、以前よりも単独養育を承認する傾向にある。近年は、裁判判決よりも専門家による調停を重視し、福祉サービス機関による無料の「協議」支援を行う。交替居住も居住形態の1つとして評価する。

② 養育法制での子どもの最善の指針

・子どもは養育・安全・充分なしつけを得る権利があるとされ、子どもの個性と特性が尊重されるように扱われねばならず、体罰やその他の虐待の危険に晒してはならない。

・「両親と親密でよい関係をもつニーズ」や子どもが不法に連れ去られたり、監禁されたりなど、子どもがづらい目に遭う危険性に留意すべき。子どもの両親との近い関係の必要性にとりわけ注意を払われるべきである。

・子どもの年齢と成熟に注意し、さらに子ども自身の希望を考慮すべき。

・子どもの最善の判決は、個人的な状況の背景を考慮してなされなければならない。

・子どもの最善の判断では、子ども自身の意見表明と専門家の知識と経験を組み合わせる。

・子どもの身体的・精神的 well-being と発達に関連させて考慮する

・子どもの影響を短期的・長期的の双方の視

点から考慮すべきである。

・裁判所と社会福祉委員会は、個別ケースで判断を下したその経過を明確に説明する。

③ 養育訴訟ケース分析から得られた知見

・養育権判決のプロセスは3段階に分けられる。第1段階で、双方の親が養育者として、適任かどうかを検討される。一方の親が不適と判断されると、適任とされる親に、単独養育を与える。両親ともに不適と判断されると、里親に委託。第2段階では、両親の関係性が共同で養育できないほど深刻なものかどうかを検討。共同養育が不可能と判断されると、第3段階で、どちらの親が養育者としてより適しているかが審査される。

・共同養育が困難とみなすかどうか、その判断は、ケース by ケースで総合的に、個別的に判断。

・「親不適任」とされる暴力行為の判断基準には、頻度と程度、起訴と有罪の有無、現在の状況が考慮される。

・共同養育判決の前提条件として、子どもは父母のいずれの親とも関係が悪くなく、両方の親が子どものさまざまなニーズを満たしていることがある。

・「共同養育」の判決理由では、「共同での養育が行えないほどの深刻な対立関係でない」が大半を占める。両親間に対立はあるが、「子どもが両親に情報を提供し仲介役となり、養育の協力関係ができて」「単独養育の方が共同養育よりもデメリットが大きい」という理由も見られる。

・第3段階の養育者としての両親比較では、判決理由では「同居の親の方が望ましい」が過半数を越え、次が「今の環境を維持」が多い。これには、パートナーの暴力・虐待から逃れて、母子世帯で暮らしているケースが半数を占めることが関係している。

・判決では、「子どもの大切な人である母親に対して、父親が脅かしたり暴力を振るったりしている。そうした父親の行動は、子どもの安定を脅かすもので、健康と成長を損なうものであり、子どもに対する精神的虐待である」とみなされ、「同居している母親の方が望ましい」と判断される。

・養育訴訟では、子どものニーズがみやすことが基本とされ、両親と親密でよい関係が形成・維持されること、子どもに養育・安全・十分なしつけを得る権利が確保されること、発達保障、子どもが辛い目に遭うリスクをできるだけ回避することが、「子どもの最善」の内実として重視される。

・非同居の親と子の交流を阻害する親は、養育者として相応しくないとみなされる。

④ 居所訴訟ケース分析から得られた知見

・単独養育権を得ることは主な居住親とされることを意味し、子どもがどちらの親と住むかという問題は共同養育権の場合に起こ

り、居所訴訟は養育権訴訟と連動しているケースが多い。

・訴訟判決では、a. 子どもの住み慣れた環境をできるだけ変えない、b. 子どもの安心および意向を最優先、c. きょうだい関係を重視し、きょうだいを可能な限り同じ所に住まわせる、という「居住の原則」が作用している。

・スウェーデンでは交替居住が増加している。交替居住は、日常生活の様々な過程における両親との自然でかつ強制ではない接触という、子どものニーズを満たす居住形態であると、裁判でも評価されてきている。

・交替居住が成立する前提条件：a. 父母の協力的関係性、b. 柔軟な方法で対処できる両親の能力、絶対的な公平性、協力能力、c. 両親の住まいの近さ。

⑤ 面会訴訟ケース分析からの知見

・同居してない親とも親密で十分なコンタクトを持つということは、子どもたちの基本的ニーズとみなされている。

・面会が行われる際に子どもが暴力にさらされる、非合法的に連れ去られる、不当に引き留められるなどのリスクに注意が払わなければならないとされる。

・親に特に問題がなくても、子どもが面会を拒否する場合は、子どもに面会を強いることはできないとされる。

・面会訴訟の判決では、a. 親と子どもの関係性、b. 子どもの意思、c. 子どもの安全性が、考慮される。

・子どもと非同居の親に、面会権が与えられることが基本であり、週末の宿泊を含む「面会」が多い。問題のある親の場合は、コンタクトパーソンをつけることを原則とする。

⑥ 日本の親権・監護法制の問題点

・子どもの権利条約で謳われている「父母によって養育される権利を有する」(第7条)、「父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重」(第9条)、「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則の認識を確保するために最善の努力を払う」(第18条)など、養育に関する規定が日本の法制に反映されていない。

・両親が婚姻関係にない場合には、共同親権が認められていない。離婚成立は親権者の確定を前提にしており、夫婦関係の解消と親子関係を切り離して考えられなくしている。親権を失うと、一切の親としての権能を失うので、離婚時の親権争いをより深刻なものにしている。

・面会交流権について、民法に規程がなく、実務レベルで対応し、制度的に確立していない。面接交渉の家事審判において、「子の福祉」が面接可否の基準にされているが、

何が子どもの最善であるかの実証的科学的根拠もなく、「面会交流は、(離別後の)家庭の平和をかき乱し、子どもの精神的安定にとってマイナス」と否定的に捉えられ、非同居親が養育から排除されている。

- ⑦日本の親権・監護法制への提言
- ・離婚後も原則共同親権とし、DVや養育者として適さない親のケースや両親合意の時のみ単独親権とする。
 - ・離婚と親子関係を分離して、子どもの監護・面会を考える。
 - ・離婚や養育問題について当事者が協議し、合意を促進していく相談機関を設ける。
 - ・面会交流権は子どもの基本的権利として法律に明記、面接をサポートする体制の整備。
 - ・親のコントロールを排除し、裁判・調停に子どもの意見表明を反映させる仕組みを作る。

⑧本研究の国内外における位置づけ・インパクト

日本は子どもの権利条約を批准しながらも、その条約の精神を体現した諸改革が遅れている。子どもの人権を軽視した日本の親権・監護法制は、法学者や弁護士から批判され、諸外国の親権制度の比較研究が行われている。しかしその研究の多くは、西欧・アメリカを中心にしたもので、スウェーデンについては殆ど行われておらず、「子どもの最善」の議論も抽象的レベルに留まっていた。

本研究は、「子どもの人権意識」が高いスウェーデンでの養育・居所・面会での裁判訴訟の大量の個別事例を通して、「子どもの最善」の内実を析出した。その成果は、他の諸外国の養育法制での「子どもの最善」の扱いを問い直すもので、意義深いものである。

⑨今後の研究成果の展望

近年、日本においても離別後も子どもに関わりたいと願う父親が増えてきている。2008年には、「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」が結成される。日本弁護士連合会・家事法制委員会からも、離婚後の親の責任強化と共同親権・面接交流の法制化を求める提言が出されている。日本の親権・監護法制を「子どもの権利」「子どもの最善の利益」の視点から改正する時期にきており、本研究の成果は、すでに議員会館での「離婚後の共同親権を考える勉強会」などで発表しており、今後の改革案を考察する際に大いに役立つものである。

(2) 家庭内で危険に晒されている子どもへの公的支援に関する研究の成果

- ① スウェーデンにおける子どもの擁護をめぐる法制度の特徴
- 子どもの権利擁護に関わる法律には「社会

福祉サービス法 (SoL: Socialtjänstlagen)」と「青少年の養護に関する特別措置法 (LVU: Lag med särskilda bestämmelser om vård av unga)」がある。子どもの処遇を決める際、養育者の同意があるケースでは、SoLが適用される。養育者の同意なしで子どもを強制保護する措置をとる場合は、LVUを適用する。危険に晒されている子どもの処遇については、社会福祉サービス業務を管轄するコミューン(地方自治体)の最高責任組織である社会福祉委員会 (Socialnämnden)が決定権をもつ。

② 危険に晒されている子どもを擁護する法律・施策の変遷

スウェーデンで児童福祉法が制定されたのは1902年のことで、早くから、行政が家庭に介入して子どもを保護する法制度を整備してきた。法制度において特筆すべき規定は以下の通り

- ・1979年、世界に先駆けて子どもへの体罰を全面的に禁止(親子法第6章第1条)
- ・1982年、児童福祉法は社会扶助法等と統合されSoLとなる。同年、LVU施行。また家庭内暴力が刑法の対象になる。
- ・1993年、子どもの権利擁護のために子どもオンブツマンを設置。
- ・2000年、子どもが犯罪被害者で養育者が被疑者の場合、子どもに法定代理人を立てるように取り決める。
- ・2005年、子どもの性的虐待防止法が成立。
- ・2006年、子どもが目撃していた場合、家庭内暴力(DV)の罰則を強化。

③ 子ども虐待の実態

体罰が法的に禁止されたことで、人々の意識が大きく変わり、体罰を行使する親も減っていったことは、同国の調査研究から明らかである。しかし、スウェーデンで子ども虐待は撲滅されていない。重篤な虐待の頻度については、近年大きな変化はみられないとの指摘もある。1980年代初めから90年代終わりにかけて、子どもへの身体的虐待に関する警察への通報件数は4倍に膨れ上がった。通報件数の増加の説明要因としては、社会全体の意識の高まりにより、人々が警察に通報する傾向が強まった点が第一に挙げられるが、それ以外の要因も考慮する必要がある。7歳未満の子どもの虐待の9割は近親者が加害者である。2000年以降の傾向を調査した研究からも、「押す、小突く、揺さぶる」といった比較軽度の体罰を加えた経験のある親が増えていることが分かる。これは、乳児が頭部を強く揺さぶられることで、致命傷を受けるリスクもあるとされ、近年国際的に問題視されている「乳児揺さぶり症候群 (Shaken Baby Syndrome)」の兆候でもあると解釈できる。

④ 虐待防止対策としての機関連携

子ども虐待対策を「予防」という概念を軸に、a.発生予防（1次予防）、b.早期発見・早期対応（2次予防）、c. 保護・支援（3次予防）といった3つの枠組みから捉え、スウェーデンの取り組みを考察し、いずれの段階においても機関連携が図られていることを明らかにした。まず発生予防と早期発見については、地域における周産期・子育て期の家族への総合的支援施設として「ファミリー・センター(Familjecentral)」を設置する動きがみられる。

次に支援については、各コミュニケーション・地区レベルで子ども・青少年精神医療センター（BUP: Barn och ungdomspsykiatri）が設置されており、精神面のケアを必要とする18歳未満の子どもへの治療を行っている。同センターと社会福祉サービスならびにNPOの女性支援センターとが連携し、虐待を受けた子どもに特化したケア・プログラムを提供している。最も広く用いられている手法は、「ステップ・モデル(Trappan-Model)」という子ども一人ひとりを対象にした療法である。

さらに虐待の加害者、あるいはそのリスクのある親のうち、状況を変えたいという意思のある者への対策として、社会福祉サービスが提供している親教育プログラム「コメット (Komet)」が有効であるとされている。

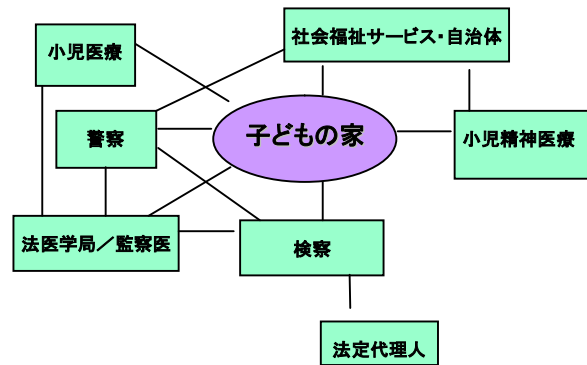
最後に危険に晒されているかそのおそれのある子どもへの早期対応と保護については、2003年の社会福祉サービス法改正以降、各コミュニケーションの福祉行政、警察、検察、小児医療、教育機関等の専門領域横断的な連携の強化が図られている。2005年2月に政府主導で、子ども（18歳未満）が、虐待などの犯罪により、命や健康を損なう危険に晒されている疑いがあるケースへの対応システムをより子どもに適応したものとすべく、窓口を一元化する取組みに着手した。関係諸機関の連携のもとで「子どもの家(Barnahus)」という施設を全国に開設し、2006年1月から2007年12月までの2年間の業務を試験的取組みとするプロジェクトを立ち上げ、ルンド大学法社会学科の研究チームが業務評価を行った。「子どもの家」は、コミュニケーションの社会福祉委員会の管轄下に置かれ、社会福祉サービス、警察、検察、小児医療、小児・青少年精神医療、法医学局の間の連携を図っている。

⑤ 「子どもの家」の取組み

上記のプロジェクトで評価対象となったのは、全国6施設である。いずれの施設にも、福祉行政での勤務経験をもつソーシャル・ワーカー (Socionom:社会福祉学学士) がコーディネーターとして常駐している。施設では子どもが安心できるように、家庭的な環境の

中、警察の事情聴取室、医師の診察室、カウンセリングルームなどが備えられる。虐待の性質に応じて、必要とされる専門家が同施設に召集される。窓口を一元化の最大の目的は、子どもの権利擁護の視点から、子どもになるべく負担がかからないよう配慮し、子どもが訪れる施設は原則的に一箇所で済むように取り計らうこと。警察の事情聴取は全てビデオ録画され、ケースによっては、それを法廷で用いることができるようにしている。

図1. スtockホルムの「子どもセンター／子どもの家」機関連携図



⑥ 子どもの家の業務評価からの知見と今後の課題

同評価から得られた知見をまとめると以下ようになる。子どもの家の取組みは、子どもの視点を重視していることから、概ね肯定的に評価できる。子どもへの事情聴取の件数や医師の診断数が増加し、子どもが法定代理人の援助を得られる頻度も増えるなど、危険への対応の質の向上もみられる。福祉のケースワーカーとの面談と警察の事情聴取や医師の検査を一箇所で行うことができるため、子どもがいくつもの機関に出向く必要がなく、子どもへの負担が軽減されたことは改善点である。

その他、子どもの家の取組みを通じたプラス面；a.大半の「子どもの家」で、子どもが安心できるよう施設環境を整備している点、b.警察の事情聴取を受ける子どもが来訪者全体の8割を占め、子どもの家が設置されていない比較地域の数値（4割強）に比べ高い点、c. 法定代理人のサポートを受ける子どもの割合が相対的に高く、子どもの主体性と意思表示権が尊重されていると解釈できる点、が挙げられている。

今後の課題として考えられるのは、a.司法側（特に裁判官）や事情聴取を行なう側（警察官）の子どもに関する専門性を高めること、b. 刑法（行動を規制するのが主な目的）と社会法（個人の福祉と保護が主な目的）の性質の違いから、「子どもの最善」と「効

率的な法のプロセス」との間に生じている矛盾をいかに克服するかである。子どもへの虐待は犯罪であり、刑法の対象であるため、全てのケースを起訴にまでつなげるのが目標とされがちである。本研究で我々が実施した専門家へのインタビュー調査においても、機関連携における業務が「司法化」している傾向があるとの指摘があった。福祉と司法という2つの領域で目指すものの相違性について、今後どのように対処していくかが重要となる。

- ⑦ 「子どもの最善の利益」体系化と実践
子どもの福祉と権利擁護に努めている専門家達が、「子どもの最善の利益」と「子どものニーズ」をどのように捉えているかについて、我々が実施したインタビュー調査で得た知見からキー概念を析出した。集約すると、「子どもの最善の利益とは、子ども一人ひとりの状況に応じてそのニーズを満たされること」と解釈できる。

子どもの権利擁護を目指した次なるステップとして、全国のコミューンの福祉行政において「子どものニーズを中心に (BBIC: Barns behov i centrum)」というシステムが導入され始めている。これは社会福祉サービスの中央行政官庁である社会福祉庁 (Socialstyrelsen) が、子どもに関するケースワークの業務や記録の手法を体系的に改善する目的で、イギリスの LACS (Looking After Children System) をモデルとして構築したものである。

BBIC は、a. 子どものニーズ、b. 親の能力、c. 家庭環境という3つの側面をとらえるもので、それぞれの側面は三角形の一辺として表され、各側面に考慮すべき項目が提示され、子どもを主体として擁護し支援するために個々のニーズを判断するチェックリストの役割を果たすものとされている。

- ⑧ 本研究の位置づけと日本への提言
日本では、子ども虐待が社会問題と認知され防止対策等の整備が進められているものの、司法と福祉という領域横断的な連携をはじめ、対応業務における子どもの権利擁護のシステムはいまだ発展途上の段階である。子ども虐待問題についてのこれまでの海外研究はアメリカ、イギリスが中心であり、スウェーデンの取組みを広く養育支援という視野から捉えた研究はこれまで行われてこなかった。本研究は司法と福祉行政の連携のあり方を明らかにし、今後の日本へのモデルを提示している。さらにスウェーデン国内においても「子どもの最善の利益」という概念を軸として虐待対策を捉えた社会学的研究はまだ行われておらず、同概念の体系化の試みは意義あるものである。

- ⑨ 今後の研究成果の展望
機関連携と家族への総合的サポート体制を、

子ども虐待対策としての社会的ネットワークとして捉え、虐待防止に向けて、関係機関がネットワークを形成し協働することで「社会関係資本 (Social Capital) が豊富になる」という視点から考察できる。「子どもの最善の利益の保障と権利擁護」の概念を共通価値規範として、子どものいる家族へのサポート体制が整備され、その上で構築された社会的ネットワークにより社会関係資本が生み出されると、社会全体における子どもの権利擁護意識が高まり、ひいては子ども自身のエンパワーメント (危険を回避・打破する力) につながるという視座から議論を進め、日本における連携体制の発展に寄与するであろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 善積京子、スウェーデンにおける離別後の養育・居所・面会 (その1) — 養育規程と家族法律事務所、追手門学院大学社会学部紀要、3号、169-191、2009、査読無。
- ② 高橋美恵子、スウェーデンにおける子ども虐待対策と現状—子どもの権利擁護と社会的ネットワークの視点から、IDUN、18号、179-204、2009、査読有。
- ③ 高橋美恵子、スウェーデンにおける子育て事情—第3回 子どもの権利を重視する養育のあり方、月刊福祉、91巻10号、98-101、2008、査読無。
- ④ 高橋美恵子、スウェーデンにおける離婚後の養育理念と実践—子どもの権利と最善の利益を重視した取り組み、IDUN、17号、185-206、2006、査読無。

[学会発表] (計2件)

- ① 善積京子、スウェーデンにおける離別後の養育・居所・面会—「子どもの最善の利益」視点から裁判訴訟ケース分析、日本家族社会学会、2008.9.6、大正大学。
- ② 高橋美恵子、スウェーデンにおける子ども虐待対策—子どもの最善の利益と権利擁護の視点から、日本家族社会学会、2008.9.6、大正大学。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

善積京子 (YOSHIZUMI KYOKO)

追手門学院大学・社会学部・教授

研究者番号：80123545

(2) 研究分担者

高橋美恵子 (TAKAHASHI MIEKO)

大阪大学・世界言語研究センター・准教授

研究者番号：90324871

(3) 連携研究者

なし